

府省名	経済産業省	組織	経済産業本省	会計	一般会計	項 目	経済構造改革推進費 中小企業経済構造改革推進事業費補助金
調査対象予算額	令和7年度(補正後) : 211,973百万円 ほか (参考 令和8年度 : -)					調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

(1) 本事業は、中堅・中小企業が、持続的な賃上げや事業成長等を目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して、経済産業省が事業実施事務局を通じて、中堅・中小企業に補助金を交付するものである。

予算措置：令和5年度…国庫債務負担行為3,000億円、令和6年度…国庫債務負担行為3,000億円

※ 調査対象予算額のうち、令和7年度(補正後)の211,973百万円は、令和5年度及び6年度予算で措置した国庫債務負担行為の歳出化額である。なお、令和7年度補正予算には基金2,000億円も計上されているが、当該基金は第5次公募分であり、調査対象予算額には含めていない。

(2) 本調査で対象とした第1次公募から第4次公募に係る要件は以下のとおり。

<補助率(補助上限)> 1/3以内(50億円)

<補助事業の要件>

- ① 投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分)
- ② 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、以下の値以上)
 - ・ 1次・2次公募：事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率(全国平均3.0%)
 - ・ 3次・4次公募：全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)

<加点措置>

- ① 中小企業から中堅企業への移行に関する宣誓書を提出した場合に加点措置を設ける。
- ② 金融機関から計画の妥当性の確認を受け「確認書」を提出した事業者に対して加点措置を設ける。(確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席した場合。)

【問題意識】

下記の4つの視点から、第1～4次公募で採択された企業の財務諸表等を分析し、当該企業に対しアンケート調査を実施した。

- 1. 採択企業の財務状況からみた支援の必要性
- 2. 賃上げに向けた政策効果
- 3. 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果
- 4. 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

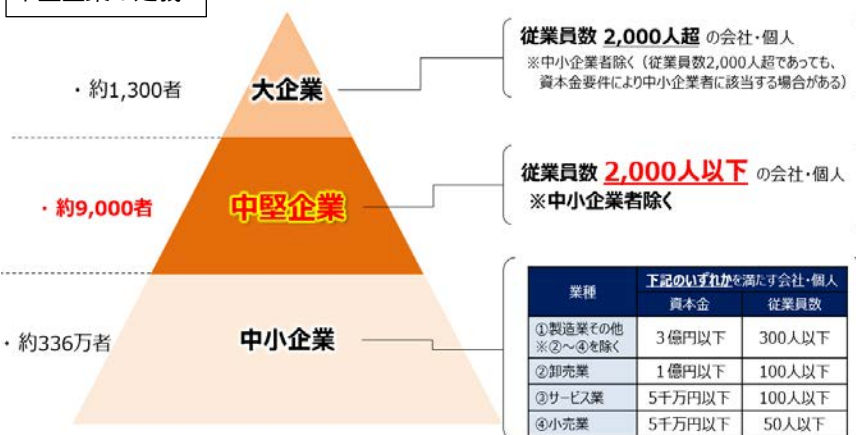
【調査対象年度】

令和5年度～令和7年度

【調査対象先数】

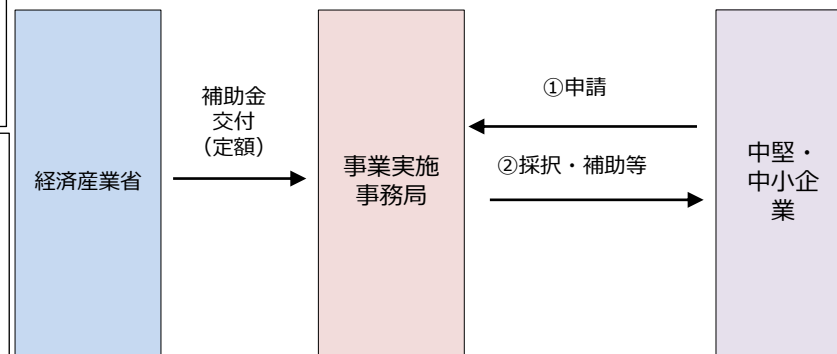
- ・ 経済産業省
- ・ 事業者：412先

中堅企業の定義



出典：METI Journal ONLINE

事業スキーム



② 調査の視点

1. 採択企業の財務状況からみた支援の必要性

○本補助金は、投資規模の大きさ等を背景に、自力だけでは成長投資資金を調達できない中堅・中小企業に対し、補助を行うものであるが、**現預金保有残高などの財務状況に照らして、自力で投資可能な企業への収益支援になっていないか（真に支援の必要がある企業が採択されているか）。**

③ 調査結果及びその分析

1. 採択企業の財務状況からみた支援の必要性

○全採択企業（412者）について、採択直前の決算期の現預金保有状況を確認すると、**43%**の企業は、現預金から有利子負債を差し引いた「**ネット現預金**」がゼロを上回っており、決算期末時点では**実質無借金企業**である。更に、**22%**の企業は、「**ネット現預金**」から資金繰り上必要な現預金を差し引いても残る、「**余剰キャッシュ**」（※）を保有している。また、**中堅企業に限ってみると、いずれの割合も高まる【表1】。**

（※）ここでは、「**現預金保有残高－有利子負債残高－月商2か月分（業種によっても異なるが、資金繰り上必要な現預金を月商2か月分と仮定）**」と定義する。

○**潤沢な現預金を保有する採択企業が多い**ことを踏まえ、アンケートにより、補助対象投資の投資資金の内訳（自己資金、新規借入、補助金）を尋ね、追加的な分析を実施した。回答が得られた311者について、以下の2点を確認し、**まずは「余剰キャッシュ」の取崩しや金融機関からの借入を最大限活用した上で、それでもなお投資資金が不足する企業への支援となっているか、検証した。**

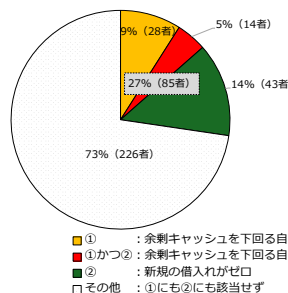
①：補助対象の投資において、「余剰キャッシュ」保有額を下回る自己資金しか充当していない企業

②：補助対象の投資において、新規の借入を全く行っていない企業

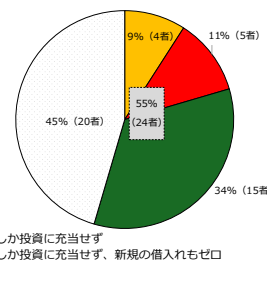
○その結果、**全体の27%**が、①または②に該当した【図1】。更に、アンケート回答企業のうち**中堅企業（44者）に限って同様の検証を行うと、半数を超える55%**が、①または②に該当した【図2】。各社の業態や経営状況は様々であり一律の評価が難しい点には留意が必要だが、①または②に該当するこれらの企業の多くは、**余剰キャッシュの取崩しや新規借入の余力を残したまま、補助金の採択を受けている可能性が高い。**

○更に、**全体の7%にあたる21者**については、採択直前の決算期において、**補助対象の投資総額を上回る余剰キャッシュを保有していたことが確認された【図3】。**こうした**極端なキャッシュリッチ企業は、補助がなくとも自力で投資を行えた可能性が高く、補助の必要性に疑問がある。**

【図1】全サンプル（311者）



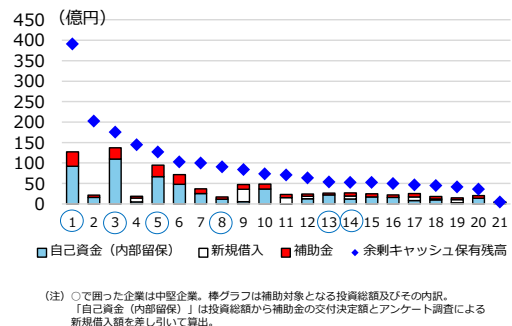
【図2】中堅企業（44者）



【表1】採択直前の決算期の現預金保有状況

	全採択企業	うち中堅企業
全体	412者	54者
ネット現預金（現預金－有利子負債）≤0	233者 (57%)	25者 (46%)
ネット現預金（現預金－有利子負債）>0 （＝実質無借金企業）	179者 (43%)	29者 (54%)
ネット現預金－月商2か月>0 （＝「余剰キャッシュ」保有企業）	92者 (22%)	19者 (35%)

【図3】投資総額を上回る余剰キャッシュ保有企業



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 採択企業の財務状況からみた支援の必要性

○第1～4次公募においては、そもそも、今回アンケート調査で取得したような、**有利子負債残高やその短期借入・長期借入の内訳、及び、投資計画の内訳（自己資金<内部留保>、新規借入、補助金）**といった基本的な情報が、**事務局において分析・加工可能なデータの形で取得されていなかった。**まずはこの点を改め、補助金の審査において、**現預金の保有状況や、既存の借入状況及び新規の借入の意向を適切に把握・分析した上で、現預金の取崩しや借入によって投資資金を賅える企業は、補助対象から除外すべきである。**

○その上で、アンケートに回答した採択企業の4分の1以上、**中堅企業に限れば半数以上が、潤沢な「余剰キャッシュ」を保有しつつもそれを十分に取崩していない、もしくは、新規の借入を行っていないことが確認された。**相対的に経営基盤が強固な中堅企業に対する補助は、自力で投資可能な企業への実質的な収益支援となる懸念が強い。したがって、例えば、**中堅企業は補助の対象外とし、金融手法を活用することなども含め、制度の抜本的な見直しを行うべきである。**

②調査の視点

2. 賃上げに向けた政策効果

○本補助金は、大規模な成長投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的として掲げているが、政策の即効性の観点からは、投資の完了・事業化を待たず、補助事業期間中から賃上げを行うことが望ましい。この点、本補助金が、採択企業の賃上げに対して即効性のある政策効果を発揮しているか。

③調査結果及びその分析

2. 賃上げに向けた政策効果

○本補助金では、申請時の事業計画において、補助事業の終了後3年間の補助事業に関わる従業員及び役員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、一定以上であることを要件（賃上げ要件）としている。

○一方で、投資を実施する補助事業期間（採択・交付決定が行われる年度も含め、最長3年度）における賃上げについては、賃金の引下げを行っていないことのみを確認しており、賃上げ率の数値要件が課されていないばかりか、そもそも当該期間の各年度の賃上げ実績については報告が不要となっており、事務局はその実態を把握できていない【図4】。

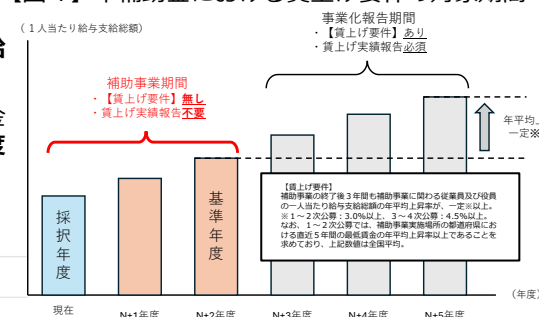
○このため、採択企業のうち、補助事業を開始して1年以上経過している企業に対しアンケート調査を行い、補助事業期間においてどの程度の賃上げが行われているのか、実績値を分析した（回答：68社）【図5】。

○高い賃上げ率を既に達成している企業も確認された一方で、最頻値は、近年の物価上昇率（2024年：2.7%、2025年：3.2%）を下回る+1～+2%の範囲となっている。また、中央値は3.27%となっており、春闘における中小企業のベア率（2025年：3.49%、2026年：3.54%）を若干下回る水準となっている。

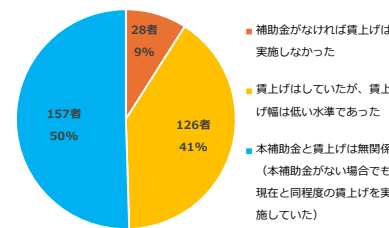
○上記対象企業について、賃上げ要件の対象期間である「補助事業の終了後3年間」の賃上げ計画をみると、中央値は年平均5.0%と高い目標となっているが、補助事業実施期間中の賃上げ実績とは乖離が存在する。

○また、採択企業に対するアンケート調査（回答：311者）により、本補助金と直近年度の賃上げ率との関係性について尋ねたところ、50%（157社）が「補助金と直近年度の賃上げは無関係」と回答している【図6】。

【図4】本補助金における賃上げ要件の対象期間



【図6】本補助金と直近年度の賃上げ率の関係性



【図5】補助事業期間の賃上げの実績（68者）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 賃上げに向けた政策効果

○本補助金においては、補助事業期間（最長3年度）の終了後3年間の賃上げ率が一定以上であることを要件として求めており、採択企業は高い賃上げ計画を掲げているが、賃上げ要件の達成判定は、予算計上から最長6年後となるため、賃上げへの動きかけとしては即効性に乏しい。

○投資を実施する補助事業期間の賃上げについては、要件を課していないばかりか、そもそも事務局が実績を把握していない。本調査によれば、同期間の賃上げ実績が物価上昇率や中小企業全体の賃上げ率を下回る採択企業も多く含まれており、定性的にも、「補助金と直近年度の賃上げは無関係」と回答した企業が半数に上っている。

○こうした現状を踏まえれば、補助事業終了から3年を待つのではなく、地域を牽引する高い賃上げを早期に促すため、①補助事業期間における賃上げも要件化するなど、足もとの賃上げ状況を審査・評価する仕組みに見直した上で、②同期間における賃上げ状況を適切にフォローアップすべきである。

②調査の視点

3. 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果

○中堅企業政策の目標については、「中堅企業成長ビジョン」（令和7年2月）において、日本経済・地域経済に重要な役割を果たす企業が中小企業から中堅企業、さらにその先へとシームレスに成長していく環境を整備することとしており、中堅企業数を2030年までにのべ2,000者以上増加させる目標を掲げている。本補助金も、中堅企業政策の主要施策の一つとして位置付けられているが、**中堅企業数の増加に寄与しているのか。**

③調査結果及びその分析

3. 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果

○第1～4次公募における採択企業（412者）のうち、**87%（358者）は中小企業**であった。第3～4次公募においては、「**中小企業から中堅企業への移行に関する宣誓書**（以下「宣誓書」という。）」を提出し、補助事業期間中における中堅企業化を宣誓する等の要件を満たした企業に加点措置を講じているが、第3～4次公募における採択企業（218者）のうち、**宣誓書を提出している企業は、3%（6者）**であった【表2】。

○採択企業に対するアンケート調査によれば、宣誓書を提出していない中小企業のうち、**25%（52者）は、そもそも、「中堅企業に移行する意欲はない」と回答した**。また、**63%（132者）が「3年以内（＝補助事業期間中）に中堅企業になる予定はないが、将来的には目指したい」と回答**しており、将来的に中堅企業に移行する意欲を有する企業であっても**そのための具体的な計画は描けていない**【図7】。

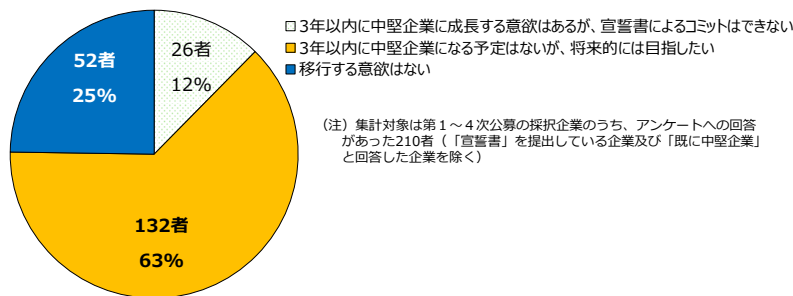
○なお、中堅企業化の意欲はないと回答した52社のうち、54%（28者）が、「現在の資本や従業員数を勘案すると、中堅企業へ移行する見通しが立たないため」と回答したのに次いで、**38%（20者）は、「中小企業にとどまる場合と比べて、中堅企業には、税制上や補助金等のメリットが感じられないため」と回答**しており、中小企業に対する各種支援策が、企業規模拡大のインセンティブを削いでいる可能性も示唆される【表3】。

○このように、本補助金は、**採択された中小企業の中堅企業への移行を十分に促すような制度設計になっていない**。

【表2】採択企業の区分

区分	者数	比率
中堅企業	54者	13%
中小企業	358者	87%
合計	412者	100%
中堅企業への移行に関する宣誓を行っている中小企業	6者	3%※

【図7】中堅企業への移行に関する考え



【表3】中堅企業に移行する意欲はない理由

「中堅企業に移行する意欲はない」と回答した理由	者数	比率
中小企業にとどまる場合と比べて、中堅企業には税制上や補助金等のメリットが感じられないため	20者	38%
現在の資本金や従業員数を勘案すると、中堅企業へ移行する見通しが立たないため	28者	54%
その他	4者	8%
合計	52者	100%

※当該加点措置を行った第3～4次公募の採択企業218者を母数としている。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 中小企業の中堅企業化に向けた政策効果

○中堅企業政策においては、中堅企業数を2030年までにのべ2,000者以上増加させるという目標を掲げているにもかかわらず、本補助金においては、現状、**そもそも中堅企業数の増加がKPIの一つとして位置付けられていない**。この点、**中堅企業数の増加を事業のアウトカムに設定した上で、必要なPDCAサイクルを実施すべき**である。

○第3～4次公募において宣誓書による加点措置を活用している採択企業が3%（6者）であり、宣誓書を提出していない中小企業の88%が**中堅企業に移行する意欲がない、または移行に向けた具体的な計画を有していない現状**【図7】を踏まえ、**補助金の設計を見直す**べきである。具体的には、**一定期間内の企業規模拡大や中堅企業への移行を要件化するなど、企業規模拡大を促す仕組みとすべき**である。

②調査の視点

4. 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

○本補助金は、地域の金融機関が成長性等を加味した融資判断を行い、中堅・中小企業に対して成長資金が十分に行き渡るような融資慣行の確立に向け、補助金を「呼び水」として金融機関の積極的な融資や行動変容を促すことを目指している。
 ○補助金審査時に、金融機関から投資計画の妥当性の確認を受け「金融機関による確認書」を提出した事業者に対して加点措置を講じているが、当該加点措置が成長資金の融資慣行確立に向けた効果を発揮しているのか。また、当該加点措置を通じて、金融機関との関係性に変化はみられるのか。

③調査結果及びその分析

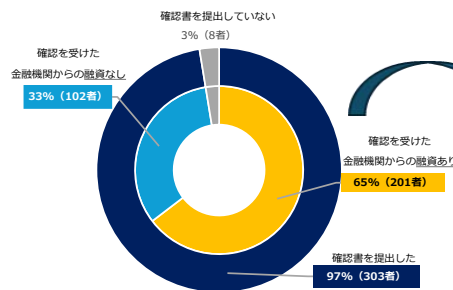
4. 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

○採択企業に対するアンケート調査によると、回答企業311者のうち、「金融機関による確認書（以下「確認書」という。）」を提出した企業は97%（303者）であり、大半の採択企業が加点措置を活用した一方で、確認を受けた金融機関から実際に融資を受けた企業は、65%（201者）にとどまった【図8】。別の金融機関からのみ融資を受けた企業が一定数存在するほか、そもそも、回答企業の18%（57者）は、補助対象の投資に関して新規の借入れを全く行っていない【前掲図1】。

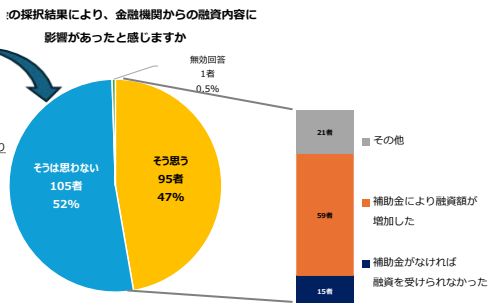
○このように、確認書の提出は、必ずしも当該金融機関からの資金調達に結び付いているわけではない。また、確認書を依頼した金融機関から借入れを行った201社のうち、52%（105者）が、補助金の採択結果により金融機関からの融資内容に影響があったとは「思わない」との回答であった【図9】。なお、影響があったと「思う」と回答した95者に具体的な影響を調査したところ、「補助金により融資額が増加した」との回答が59者と多い。

○更に、仮に当該融資への影響がなかったとしても、補助金申請を契機に金融機関との関係性（融資態度や成長投資への助言等）に変化をもたらす可能性はあるため、この点も確認したところ、確認書を提出した303者のうち、52%（158者）は、関係性に「変化はない」と回答しており、「融資態度に変化があった」との回答は18%（56者）にとどまった【図10】。

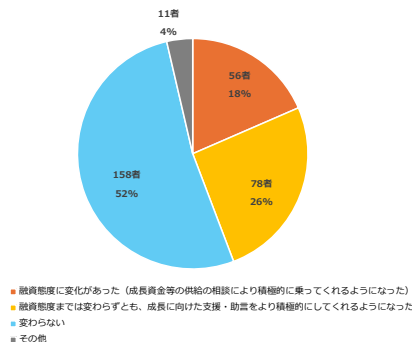
【図8】 確認書の提出状況と実際の融資状況



【図9】 補助金採択の融資への影響（呼び水効果）



【図10】 成長投資計画の確認を受けた金融機関との関係性の変化



④今後の改善点・検討の方向性

4. 金融機関からの資金調達の「呼び水効果」

○確認書は、必ずしも当該金融機関からの融資に繋がっておらず、そもそも約2割の採択企業は新規借入れを一切行わずに投資を行っている現状を踏まえれば、本補助金が資金調達の「呼び水」となって金融機関の積極的な融資を促す効果は不十分である。また、補助金採択による融資内容への影響や、その後の金融機関との関係性の変化は、半数以上の企業には実感されておらず、本補助金が金融機関の行動変容に繋がっているとも言い難い。

○こうした現状を踏まえ、確認書の提出のみに基づく現行の制度設計は見直すべきである。具体的には、金融機関から新規の資金調達を行うことを要件化する（内部留保の取崩しと補助金のみによる投資計画は認めない）、メインバンク等から単なる投資計画の「確認」以上に強いコミットメントを得られた申請企業に対してのみ加点するといった見直しを検討し、成長投資資金の融資慣行確立を促す仕組みとすべきである。